

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	平成 31 年度
条 例 名	相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例				
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 94 号	法 規 集	第 11 編第 5 章		
所 管 室 課	県土整備局河川下水道部流域海岸企画課				
条 例 の 概 要	相模湖等において、ダムや堰(以下「ダム等」という。)の付近の水域での危険の防止を図るため、指定の水域における舟艇の運航等の行為の制限等について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性  〔現在でも必要な条例か。〕	<p>1 水泳、舟艇の運航等の行為の制限について</p> <p>ダム等の上流の水域においては、ダム等の操作により急激な水位の低下が生じ、また、下流の水域においてはダム等の操作により河水が急流となって流下するため、これらの水域における水泳や舟艇の運航等が危険であることは現在においても変わらない。</p> <p>2 立入禁止について</p> <p>ダムや発電施設の放水口付近においては、人の立入りが危険であることは現在も変わらない。</p> <p>上記1及び2により、行為の制限及び立入禁止の措置について定めている本条例は必要である。</p>			
	有効性  〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例制定以後、条例違反者を除き水難事故の発生はなく、危険防止・安全確保の観点から有効である。			平成 25 年度舟艇の運航の許可状況 46者(1,261隻)
	効率性  〔現行の内容で効率的といえるか。〕	相模湖に所在する相模ダム、津久井湖に所在する城山ダム等を管理し、制限区域の実情に精通している公営企業管理者に行為許可、違反者指導の業務を委任しており、効率的なものとなっている。			
基本方針適合性  〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	県内の特定の水域における河川利用者の危険の防止を図ることによって公共の安全を保持することを目的としたものであり、県政の基本的な方針と齟齬をきたすものではない。				

	適法性 憲法、法令に抵触しないか。	県内の特定の水域における河川利用者の危険の防止を図ることによって公共の安全を保持することを目的としたものであり、憲法、法令には違反していない。	
	その他		
	見直し結果	理由等	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	本条例に基づく行為の規制等は必要かつやむを得ないものであり、また、運用も効率的になされていることから、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	